

償却資産申告書の書き方

提出する年月日を記入してください。
令和6年1月10日

個人の場合は署名し、屋号があれば記入してください。
法人の場合は名称及び代表者名を記入してください。

押印の必要はありませんが、任意で押印しても差し支えありません。

○事業の内容を具体的に記入してください。
複数の事業を行っている場合は、主たる事業種目を記入してください。
○事業を開始した年月または法人の設立年月を記入してください。
○この申告に対応する者及び税理士等の氏名と電話番号を必ず記入してください。

償却資産申告書(償却資産課税台帳)

令和6年度

所有者コード

3 個人番号及び法人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3	所有者コード
1 住所 ふりがな 〒901-1392 又は納税通知書送達先 与那原町字上与那原16番地 (電話 098-945-4477)	4 事業種目 (資本等の金額) 金型製造業 (10 百万円)	8 短縮耐用年数の承認 有 <input type="radio"/> 無 <input type="radio"/>
2 氏名 ふりがな 株式会社 与那原町 (法人にあつてはその名称および代表者の氏名) 代表取締役 東浜太郎 (屋号)	5 事業開始年 昭和24年 4月	9 増加償却の届出 有 <input type="radio"/> 無 <input type="radio"/>
	6 この申告に回答する者の係及び氏名 経理課 与那花子 (電話 098-945-4477)	10 非課税該当資産 有 <input type="radio"/> 無 <input type="radio"/>
	7 税理士等の氏名 浜田税理士事務所 (電話 098-945-xx)	11 課税標準の特例 有 <input type="radio"/> 無 <input type="radio"/>
		12 特別償却又は圧縮記帳 有 <input type="radio"/> 無 <input type="radio"/>
		13 税務会計上の償却方法 <input checked="" type="radio"/> 法・定額法
		14 青色申告 <input type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無

資産の種類	取得価額				15 与那原町内における事業所等の所在地
	前年前に取得したもの(イ)	前年中に減少したもの(ロ)	前年中に取得したもの(ハ)	計((イ)-(ロ)+(ハ))(ニ)	
1 構築物	6,321,000	1,428,000	3,320,000	8,213,000	① 与那原町字上与那原16番地 ② 与那原町字板良敷353番地 ③
2 機械及び装置	20,300,000		900,000	21,200,000	
3 船舶					
4 航空機					
5 車両及び運搬具	8,500,000		750,000	9,250,000	16 借用資産 (有・無) 貸主の名称等 与那原町字東浜85-1 上下水道リース(株) tel945-3017
6 工具、器具及び備品	7,705,000	2,224,000	1,500,000	6,981,000	
7 合計	42,826,000	3,652,000	6,470,000	45,644,000	17 事業所用家屋の所有区分 <input checked="" type="radio"/> 自己所有 <input type="radio"/> 借家

資産の種類	評価額	※決定価額	※課税標準額	18 備考(添付書類等)		
					1 構築物	2 機械及び装置
1 構築物				(例) 増減なし(昨年からの資産変動が無い場合)		
2 機械及び装置				(例) 資産なし(所有する資産が無い場合)		
3 船舶				(例) 住所変更(所在地に変更がある場合)		
4 航空機				前) 与那原町字与那原712 H31年3月移転		
5 車両及び運搬具						
6 工具、器具及び備品						
7 合計						

「1住所」欄と資産所在地が同一の場合を含め、すべての町内の資産所在地を記入してください。
4ヶ所以上ある場合は、「17備考」欄に記入してください。

リース等の借用資産がある場合は「有」を○で囲んで、貸主の住所、名称等を記入してください。

事業所用家屋の所有区分について該当する方を○で囲んでください。親族名義や共有名義の建物で事業をなされている法人は、「借家」を○で囲んでください。

前年度から増減が無い場合や、該当がない場合、廃業や解散等の場合も、異動年月や異動内容を付記してください。

記入の必要はありません(※1電算処理による申告される場合には記載をしてください)

記入の必要はありません

※1 電算処理による申告とは、企業または税理士の所有する電算システムにより評価額が自動計算される申告書のことです。